

# 社団法人 日本山岳ガイド協会

## 役員報酬・退職慰労金規程

(目 的)

第1条 この規程は、社団法人日本山岳ガイド協会（以下「社団法人」という。）の常勤又は常勤に準ずる役員（以下「常勤の役員」という。）の報酬及び退職慰労金について定める。

(役員報酬)

第2条 常勤の役員については年俸制とし、別途定める「役員報酬規則」に基づき、報酬を支給することができる。

2 常勤の役員以外の役員については、無報酬とする。

(役員退職慰労金)

第3条 常勤の役員については、別途定める「役員退職慰労金規則」に基づき、退職慰労金を支給することができる。

2 常勤の役員以外の役員については、支給しない。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

### 附 則

1、この規程は平成15年4月14日から施行する。